平成２４年７月１７日改正
平成２７年３月　１日改正
平成２８年１月　１日改正
平成３１年４月　１日改正
令和　２年４月　１日改正
令和　３年４月　１日改正
令和　３年１０月１日改正
令和　４年　４月１日改正
令和　６年　４月１日改正

税証明書等の発行及び発行停止に伴う本人確認等の事務処理要綱

（目的）

第１条　この要綱は，新潟市市税条例施行規則に規定する証明の発行及び簿冊の閲覧の請求（以下「税証明書等の請求」という。）を行う者（以下「請求者」という。）並びに税証明等発行停止（以下「発行停止」という。）の申請を行う者の本人であることの確認（以下「本人確認」という。）と手続き方法を明確にすることにより，第三者からの虚偽その他不正な手段による請求を未然に防止し，もってこれらの税証明書等の発行事務の適正な執行を確保するとともに個人情報の保護を図ることを目的とする。

（本人確認の対象となる請求の範囲）

第２条　本人確認の対象となる請求は，次に掲げるとおりとする。

(1) 市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書の交付請求
(2) 営業（所在地）証明書の交付請求
(3) 評価証明書の交付請求
(4) 公課証明書の交付請求
(5) 資産証明書の交付請求
(6) 住宅用家屋証明書の交付請求
(7) 無資産証明書の交付請求
(8) 登記用固定資産課税台帳記載事項証明書の交付請求
(9) 納税証明書の交付請求
(10) 車検用軽自動車税（種別割）納税証明書の交付請求
(11) 登記用固定資産税納税証明書の交付請求
(12) 名寄帳の交付請求

(13) その他課税に関する資料の交付請求

（窓口での交付請求の本人確認方法）

第３条　税証明書等の請求を窓口で受け付けた場合は，別に定める本人確認書類（以下「本人確認書類」という。）を提示させ，本人確認を行うものとする。

２ 前項に規定する本人確認書類の提示がされない場合又は提示された本人確認書類のみで本人確認ができない場合においては，別に定める方法により本人確認を行うものとする。

３ 税証明書等の請求が，次の各号のいずれかに該当するときは，請求者に，その職務又は資格に関する書類を提示させることにより，当該請求に係る権限のあることを確認する。

(1) 国又は地方公共団体の職員が職務上請求する場合

(2) 弁護士，司法書士，土地家屋調査士又は行政書士が職務上請求する場合

４　前３項に規定する方法により本人確認ができなかった場合は，当該本人確認に係る税証明書等の請求を却下するものとする。

（請求事由等の確認）

第４条　税証明書等の請求が不当な目的によるものでないことを確認するため，次の各号に掲げる場合のいずれにも該当しないときは，当該請求に係る証明書及び簿冊に記載される者と請求者の関係が明らかになる契約書，取引の事実を確認できる書類又はそれらの写し等を提出させるものとする。

(1) 証明書に記載される本人による交付請求である場合

(2) 営業（所在地）証明書の交付請求の場合

(3) 車検用軽自動車税（種別割）納税証明書の交付請求の場合

(4) 弁護士又は司法書士が訴訟物の価額算定のための資料として指定様式により評価証明書を交付請求する場合

２　税証明書等の請求が相続人により行われた場合は，相続関係が確認できる書類又はそれらの写し等を提示させるものとする。

（郵便による交付請求の本人確認方法）

第５条　第２条に規定する請求が郵便により行われた場合は，請求者（法人にあっては担当者）に本人確認書類のうち１点で本人確認ができるもの（国又は地方公共団体が発行した顔写真付のもの）【１号書類】又は（イ）（国又は地方公共団体が発行した顔写真なしのもの）【２号書類】に掲げる書類のいずれか一以上の写しの添付を求め，本人確認を行うものとする。

２　前項に規定する本人確認書類で送付先住所が確認できない場合は，送付先が確認できる書類の写しの添付を求めるものとする。

３　国又は地方公共団体の職員が職務上請求する場合は，国又は地方公共団体等の公印がある任意の書式による文書及び請求者と返信用封筒の宛先が同じことを確認することにより，身分証明書等は求めないものとする。

４　弁護士，司法書士，土地家屋調査士又は行政書士が職務上請求する場合は，請求者に，その職務又は資格を証する書類の写しの添付を求め，請求者に当該請求に係る権限のあることを確認するものとする。

５　前各項に規定する本人確認ができない場合は，請求者の住所地（課税台帳に記載されている現住所又は法人等の所在地）へ「転送不可」で返送することによって本人確認に代えるものとする。

（委任等での発行停止）

第６条　委任状等，本人以外の請求による税証明書等の発行については，本人から発行停止の申請があるときは，これを停止するものとする。ただし，次条第２号及び第３号の規定により手続をした当該法定代理人及び当該成年後見人による請求についてはこの限りでない。

２ 委任状とは，本人の意思により税証明書等発行についての代理権を付与したことを示すすべての書類をいう。

（発行停止の申請手続きと申請者の本人確認等）

第７条　発行停止の申請は，税証明書等発行停止申請書（以下「停止申請書」という。）（別記様式第１号）により行い，その申請手続きは，次に掲げるところによる。

(1) 申請は，対象者本人が行う。ただし，申請者がその同一の世帯に属する親族について，申請者と併せて停止措置を実施することを求める場合には，その者に係る申請も併せて行うことができるものとする。この場合において，停止申請書は１人につき１枚を提出するものとし，その他欄に同一の世帯に属する親族による申請である旨を記載する。

(2) １５歳未満の者に係る申請は法定代理人が行い，１５歳以上１８歳未満の者については本人及び法定代理人が行うことができる。ただし，本人が行った場合は本人以外取り消すことができない。なお，この場合において，住民基本台帳で法定代理人であることが確認できないときは戸籍謄本等（写し可）の提示を求めるものとする。

(3) 成年被後見人に係る申請は，成年後見人が行う。この場合，登記事項証明書（写し可）の提示を求めるものとする。

(4) 前３号に掲げる者以外の申請は，市長が認める場合を除き認めないものとする。

(5) 窓口による申請が困難であると認められる場合は，郵送等により申請するものとする。

(6) 窓口による申請の本人確認については，申請者に本人確認書類の提示を求め，郵送等による申請の本人確認については，申請者に本人確認書類の写しの添付等を求めるも

のとする。

（発行停止に係る緊急的措置）

第８条　発行停止の申請が行われない場合であっても，市長が必要と認める場合は，発行を停止することができる。

（発行停止の解除の申請手続きと申請者の本人確認等）

第９条　発行停止の解除手続きは，次に掲げるところによる。

(1) 解除手続きの申請は，税証明書等発行停止解除申請書（別記様式第２号）により行う。

(2) 解除手続きの申請を行うことができる者は，次のアからエまでに掲げる場合に応じ，当該アからエまでに定める者とする。

ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合　対象者本人

イ　第７条第２号の規定により法定代理人が発行停止の申請を行った場合　当該申請を行った法定代理人及び当該申請に係る対象者本人であって成年に達したもの

ウ　対象者本人が成年被後見人である場合　当該対象者本人の成年後見人

エ　市長が認める者

(3) 窓口による申請が困難な場合は，郵送等による申請も認めるものとする。この場合においては，別記様式第３号に規定する照会を申請者あてに送付し，申請後２０日の期限を付して本人確認書類の写しの添付と併せて，回答を求めるものとする。

(4) 窓口による申請の本人確認については，申請者に本人確認書類の提示を求め，郵送等による申請の本人確認については，申請者に本人確認書類の写しの添付等を求めるものとする。この場合において，第２号ウに該当するときは，併せて登記事項証明書（写し可）の提示又は登記事項証明書の写しの添付を求めるものとする。

（発行停止の対象から除外される請求）

第１０条　固定資産税の賦課期日後，土地，家屋等を取得した者及び訴訟等の申立人等の請求により市長が発行を必要と認めたものについては，発行停止の対象から除外するものとする。

（納税義務者と同一の世帯に属する者の取扱い）

第１１条　　市税条例施行規則第３０条に規定する納税義務者と同一の世帯に属する者の取り扱いについては，血族６親等内，姻族３親等内の親族に限り，住民基本台帳法第１２条第 1 項の規定を準用し，委任状を省略することができる。ただし，納税義務者本人から，その準用を拒否する旨の明示の意思表示があった場合は，この限りではない。この場合の手続きは，第６条から第１０条までの規定を準用するものとする。

（委任）

第１２条 この要綱に定めるもののほか必要事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，平成２２年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は，平成２４年７月１７日から施行する。

附 則

この要綱は，平成２７年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は，平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和６年４月１日から施行する。

別記様式第１号（第７条関係）

税証明書等発行停止申請書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住　　所
氏　　名（署名）．
生年月日　　年　　月　　日
電話番号　（　　）　　－

私に関する下記税証明書等について，私以外の者から請求があった場合，発行を停止してくださるようお願いします。

記

１　発行を停止する税証明書等

□ 市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書
□ 資産税関係（評価証明・公課証明・資産証明・名寄帳）
□ 納税証明
□ 軽自動車税（種別割）納税証明書【車検用】（車両番号 新潟　　）
□ 課税資料

２　その他

【処理欄】

本人確認書類	受付	システム発行停止入力						
		市民税	COKAS-i					

別記様式第２号（第９条関係）

税証明書等発行停止解除申請書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

住　　所
氏　　名（署名）．
生年月日　　年　　月　　日
電話番号　（　　）　　－

私に関する下記税証明書等について，発行停止を解除してくださるようお願いします。

記

１　発行停止を解除する税証明書等

□ 市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書
□ 資産税関係（評価証明・公課証明・資産証明・名寄帳）
□ 納税証明
□ 軽自動車税（種別割）納税証明書【車検用】（車両番号 新潟　　）
□ 課税資料

２　その他

【処理欄】

本人確認書類	受付	システム発行停止入力						
		市民税	COKAS-i					

別記様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

様

新潟市長

税証明書等発行停止解除申請書の受付について（照会）

　　年　　月　　日に，あなたの税証明書等発行停止解除申請書を受け付けましたので照会します。あなたの意思に基づく申請に間違いがなければ，下の回答書に署名して　　年　　月　　日までに市民税課へ提出してください。

　なお，本人確認を行いますので，運転免許証，健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって，氏名及び生年月日が記載された本人確認書類を併せて提示くださるようお願いします。郵送での提出の場合は，その写しを提出ください。

ご注意

１　この文書を送付した日から２０日以内に回答書を提出しない場合は，上記発行停止解除申請書は無効となります。

２　回答書は，必ずご本人が記入してください。

回答書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

　　年　　月　　日に提出した税証明書等発行停止解除申請書は，私の意思によって申請したものに間違いありません。

住　　所

氏　　名（署名）．

生年月日　　年　　月　　日

電話番号　（　　）　　－